

公益財団法人放送文化基金定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人放送文化基金という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、放送に関する調査研究、事業、国際協力その他の活動に対する助成及び放送に関する著しい貢献に対する表彰等の事業を行い、もって、広く放送文化の発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 放送に関する技術の研究開発の助成
- (2) 放送に関する人文社会、文化的調査研究の助成
- (3) 放送に関する文化の振興、保存のための事業の助成
- (4) 放送に関する国際協力への助成
- (5) 放送文化及び放送技術に関する著しい貢献に対する表彰
- (6) 放送に関する人材育成の支援
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 2 章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 この法人の基本財産は次に掲げるものをもって構成される。

(1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして評議員会で基本財産として議決した財産

(2) 公益認定を受けた日以降に基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会の議決に加わることができる出席理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会の議決に加わることができる出席評議員の3分の2以上の議決を要する。

(財産の運用管理)

第8条 この法人の財産は、理事長の命を受けて専務理事が運用管理するものとし、その方法は理事会で別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会でこれを議決し、評議員会へ報告するものとする。事業年度開始後にこれを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の財務諸表等については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第 1 項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
- 4 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 4 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 12 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 13 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員 15 名以上 25 名以内を置く。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ その評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2)他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅延なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に加わるほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年度総額200万円を超えない範囲で評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の決算の承認
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が評議員会を招集する。

3 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 23 条 評議員会の議事は、法律及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 24 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 法令の定めるところにより作成された評議員会議事録には、評議員会議長及び出席評議員のうちから選出された議事録署名人 2 人が記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 26 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 7 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法令で定められた代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(選任等)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅延なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第27条第1項で定めた役員の定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第32条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 33 条 理事又は監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める役員等の報酬等の支給の基準に関する規程による。

(責任の一部免除又は限定)

第 34 条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(責任限定契約)

第 35 条 この法人は、外部役員との間で、前条の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 2 節 理事会

(構成)

第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により、理事会の議長を選出する。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 29 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印する。

(理事会運営規則)

第 44 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、第 3 条、第 4 条及び第 15 条を含めて、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議により、変更することができる。

(合併等)

第 46 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 47 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 48 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の議決を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 49 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 6 章 委員会

(審査委員会)

第 50 条 この法人に、第 4 条に掲げる助成及び表彰の審査のため、審査委員会を置く。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を促進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 補則

(実施細則)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は次に掲げる者とする。
(従前の地位を引き継ぐ理事)
河竹 俊雄 塩野 宏 末松 安晴
高野 悦子 櫻井 孝頼 谷村 啓
(従前の地位を引き継ぐ監事)
箕浦 康子 石田 研一
- 4 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は次に掲げる者とする。
代表理事 (理事長) 河竹 俊雄
業務執行理事 (専務理事) 谷村 啓
- 5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。
青木 保 池辺 晋一郎 井原 理代 小田島 雄志
音 好宏 金田 新 五代 利矢子 児玉 清
今野 勉 高島 肇久 田中 優子 遠山 敦子
中村 桂子 長尾 真 西條 温 羽鳥 光俊
濱田 純一 平岩 弓枝 福田 俊男 福地 茂雄
藤井 宏昭 藤村 志保